

公益財団法人大垣市体育連盟激励金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、公益財団法人大垣市体育連盟（以下「この法人」という。）が、本市のスポーツ活動をより一層活性化させるため、国際大会及び特定の全国大会に参加する場合に対し、激励をすることについて、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 激励の対象者は、この法人の加盟団体及びスポーツ少年団（以下「加盟団体等」という。）に所属する者及び大垣市内に在住する者が、別表に定めるスポーツ大会（以下「大会」という。）に監督及びコーチ、選手、補欠、マネージャー等大会の構成員として出場する者とする。ただし、会長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

2 前項に定める者が出場する大会は、予選会または選考会を経て出場する場合、またランキング等で出場権を得た場合に限る。

（激励金及び激励品）

第3条 激励金及び激励品は、別表のとおりとする。ただし、会長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

（手続き）

第4条 激励を受けようとする者は、激励金等交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて大会前までに会長に提出しなければならない。

（1）大会の開催要項

（2）大会の申込書または派遣依頼など出場することが確認できる書類（写し可）

（3）予選会の成績または選考会を経たことを証する書類、ランキング等を証する書類など

2 前項により激励金等の交付を受けた者は、大会終了後速やかに激励金等交付報告書（第2号様式）を会長に提出するものとする。

3 国民スポーツ大会ほか、個人若しくは加盟団体等において前項に定める書類の提出が困難とされる場合、県及び県スポーツ協会、高等学校体育連盟または公的団体が公表する資料をもってそれに代えることができる。

（取り消し及び返還）

第5条 会長は、激励の決定及び受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、決定を取り消し、または激励金・激励品の全部もしくは一部を返還させることができる。

（1）激励の申請及び使途に虚偽または不正があったとき。

（2）大会が中止になり、または出場できなくなったとき。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほかに必要な事項は、別に定める。

（附則）

この要綱は、平成16年6月21日から施行する。

平成19年 2月22日一部改定

平成21年 3月11日一部改定

平成21年11月 5日一部改定

平成27年 4月24日一部改定

平成30年 2月23日一部改定

令和 6年 4月 1日一部改定

別表（第2条、第3条関係）

大会の種類	激励金・激励品	備考
オリンピック、パラリンピック 世界選手権大会（※1）	50,000円	個人
国際大会（国外開催の場合）	20,000円	個人
国際大会（国内開催の場合）	10,000円	個人
小学生を対象とした、日本スポーツ少年団及び中央 競技団体が主催・主管する全国大会とする。	金券※2 額面2,000円分（1人／枚）	個人
中学生を対象とした、日本中学校体育連盟及び中央 競技団体が主催・主管する全国大会とする。	金券※2 額面2,000円分（1人／枚）	個人
高校生を対象とした、全国高等学校体育連盟及び中 央競技団体が主催・主管する全国大会とする。	金券※2 額面2,000円分（1人／枚）	個人
国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会	金券※2 額面2,000円分（1人／枚）	個人

※1 4年ごと（競技団体によって異なる）に開催される世界選手権大会（World Championship）をいう。

※2 金券は原則クオカードとするが、商品券等ほかの金券に代えて交付することができる。